

資料 3
平成27年6月26日
高圧ガス規格委員会

高圧ガス規格委員会 技術基準整備3ヶ年計画(平成27～29年度)(案)

※技術基準作成基本方針では、3ヶ年計画を作成することとなっているが、基準等の見直し自体は5年ごととなっていることから、5年分の計画を示している。

| 高圧ガス分野 | H27FY | H28FY | H29FY | H30FY | H31FY | 法律、省令、告示指定 | 資料No. | 備 考 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|------------|------------------|---|
| 保安検査基準、定期自主検査指針 関係 | | | | | | | | |
| 1 一般則関係 保安検査基準 (KHKS 0850-1) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-1) 2011 | | | | | | | | <p>【前回(2011年版)の見直し概要】</p> <p>前回の見直しでは、前々回の見直し時に告示指定で除かれた部分(①構造的に内・外部からの検査が著しく困難な設備に係る検査方法についての部分及び②フレキシブルチューブ類に係る検査方法についての部分)の保安検査規格審査小委員会(経済産業省内委員会)の指摘事項等を踏まえ、以下に掲げる事項について見直しを行った。</p> <p>a) 「4.3.2.3 検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備の検査」 フルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管部に代表される”検査が困難な箇所”を有する高圧ガス設備の検査のあり方について整理</p> <p>b) 「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」 フレキシブルチューブ類の検査のあり方について整理</p> <p>c) その他 基準全体の構成及び解釈の明確化のための字句の修正等</p> <p>【今回の見直し概要】</p> <p>1. 認定保安検査実施者が実施している保安検査方法の基準化 高圧ガス保安法第35条第1項第2号で定める認定保安検査実施者は、保安検査告示で定める保安検査の方法以外に、当該認定を受けるに当たり経済産業大臣が認めた方法によって保安検査をすることができる。このKHKSと異なる保安検査の方法の基準化の是非について、検討を行う。</p> <p>2. 『KHKS 0850-1(2011)保安検査基準等 高圧ガス保安協会が改正した7規格に関する評価書』(総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会 保安検査規格審査小委員会平成23年10月14日)での指摘事項への対応 2011年版の本基準が保安検査の方法として指定を受ける際に、技術的事項ではないものの、審議の過程で5項目の指摘があったので、これら指摘に対する対応を行う。</p> <p>3. 規格内で引用するJIS等の基準との整合性の確認 上記見直しを行い、平成28年3月を目途に改正する。</p> <p>※ 昨年のスケジュールでは、KHKS 0850-5/ KHKS 1850-5 天然ガススタンド関係についても見直し対象であったが、関係省令の改正に伴い、現在制定作業中であるため、今回の見直し対象から外している。</p> |
| 2 液石則関係 保安検査基準 (KHKS 0850-2) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-2) 2011 | | | | | | | | |
| 3 コンビ則関係 保安検査基準 (KHKS 0850-3) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-3) | | | | | | | | |
| 4 天然ガススタンド関係 保安検査基準 (KHKS 0850-5) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-5) 2011 | | | | | | 保安検査告示 | 資料 4-1 4-2 | |
| 5 液化石油ガススタンド関係 保安検査基準 (KHKS 0850-6) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-6) 2011 | | | | | | | | |
| 6 LNG受入基地関係 保安検査基準 (KHK/CLK S 0850-7) 2011 定期自主検査指針 (KHK/CLK S 1850-7) 2014 | | | | | | | | |
| 7 液化石油ガス岩盤備蓄基地関係 保安検査基準 (KHK/JOGMEC S 0850-8) 2012 定期自主検査指針 (KHK/JOGMEC S 1850-8) 2012 | | | | | | | | |
| 8 コールド・エバポレータ施設関係 保安検査基準 定期自主検査指針 | | | | | | | 新規制定予定 | 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会(JIMGA)が自主基準として制定したコールドエバポレータ保安検査基準について、告示指定を目指し共同規格化したい旨の申し出があったので、技術基準の内容を確認し、必要に応じて分科会の設置を検討する。 |
| 9 保安検査基準・定期自主検査 に係る質疑応答集 | | | | | | | | <p>[これまでの経緯]</p> <p>平成17年9月に「保安検査基準2005年版(KHKS 0850 シリーズ)定期自主検査指針2005年版(KHKS 1850 シリーズ)に係る質疑応答集」として発刊し、平成20年7月には追加の「Q&A」及び「FAQ」をホームページにて公開している。また、平成24年11月には「保安検査基準2011年版(KHKS 0850 シリーズ)定期自主検査指針2011年版(KHKS 1850 シリーズ)に係る質疑応答集」をホームページにて公開した。</p> <p>[今後の予定]</p> <p>保安検査基準・定期自主検査指針に対する技術的質問は、ユーザーから随時提出されるので、委員会又は分科会にてその回答を審議の後、ホームページにより公開するか、必要に応じて質疑応答集の発刊を行う。</p> |
| 10 KHK TD(液化石油ガス岩盤備蓄関係) (KHK/JOGMEC TD 5800) 2014 | | | | | | | | <p>【制定の経緯】</p> <p>岩盤貯槽に特有な項目における概要、検査に対する考え方等について解説したものを技術文書(TD)として制定した。</p> |

| 高圧ガス分野 | | H27FY | H28FY | H29FY | H30FY | H31FY | 法律、省令、告示指定 | 資料No. | 備 考 |
|---------------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|--|
| 危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係(特定の事業所用) | | | | | | | | | |
| 1 | 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-1) 2010 | | | | | | - | | <p>左記の5つの基準は、合本となっている。</p> <p>1. 危害予防規程の指針等の見直しについて 【前回見直しの経緯】 一般高圧ガス保安規則第63条第2項各号に規定されている、危害予防規程に定めなければならない事項に対して、第一種製造者が危害予防規程を定める際の参考となるよう『第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の規範』を昭和51年に制定した。 同規範は、その後に数回の見直しが行われ、平成18年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことを受け、平成22年に同規範は廃止され、新たに、『第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針』として制定された。平成22年の制定時には、解説に記載されていた事項を本文中に記載するなど、主に構成面での改正が行われた。</p> <p>【今回の見直し経緯】 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成25年11月29日)により、『東南海・南海地震』が『南海トラフ地震』に改められた。これを受け、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令(平成25年12月26日 経済産業省令第65号)において、一般高圧ガス保安規則等の該当箇所が改正された。これに対応するため、『東南海・南海地震防災規程の指針』(KHKS 1803-1/-2)の指針の名称を含め、該当箇所を改める。 『危害予防規程の指針』、『保安教育計画の指針』、『地震防災規程の指針』及び『日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針』については、関係法規の改正を事務局にて確認したが、これらの基準の技術的内容に係る改正はなかったため、大幅な見直しは行わないこととする。 平成28年3月を目途に改正又は確認を行う。</p> |
| 2 | 第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針(KHKS 1801-1) 2010 | | | | | | 法第27条第6項 | | |
| 3 | 第一種製造者 特定の事業所用 地震防災規程の指針(KHKS 1802-1) 2010 | | | | | | - | 資料5 | |
| 4 | 第一種製造者 特定の事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針(KHKS 1803-1) 2010 | | | | | | - | | |
| 5 | 第一種製造者 特定の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針(KHKS 1804-1) 2010 | | | | | | - | | |
| 危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係(一般の事業所用) | | | | | | | | | |
| 1 | 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-2) 2010 | | | | | | - | | <p>左記の5つの基準は、合本となっている。</p> <p>【前回見直しの経緯】、【今回の見直し経緯】については、上記の特定の事業所用の内容と同等。</p> |
| 2 | 第一種製造者 一般の事業所用 保安教育計画の指針(KHKS 1801-2) 2010 | | | | | | 法第27条第6項 | | |
| 3 | 第一種製造者 一般の事業所用 地震防災規程の指針(KHKS 1802-2) 2010 | | | | | | - | 資料5 | |
| 4 | 第一種製造者 一般の事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針(KHKS 1803-2) 2010 | | | | | | - | | |
| 5 | 第一種製造者 一般の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針(KHKS 1804-2) 2010 | | | | | | - | | |
| 保安教育計画の指針(第二種製造者等) | | | | | | | | | |
| 1 | 第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針(KHKS 1801-3) 2010 | | | | | | 法第27条第6項 | 資料5 | <p>【前回見直しの経緯】 法第27条第6項により、KKHは、第二種製造者等が保安教育を実施する際に基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない為、『第二種製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針』を昭和56年に制定した。 同指針は、その後に数回の見直しが行われ、平成18年に高圧ガス保安協会の技術基準体系が大きく見直されたことを受け、平成22年に同指針は廃止され、新たに本基準として制定された。制定にあたっては、従来の指針の内容を踏襲し、内容の大幅な見直しは行われなかった。</p> <p>【今回の見直し経緯】 関係法規の改正を事務局にて確認したが、本基準の技術的内容に係る改正はなかったため、大幅な見直しは行わないこととする。平成28年3月を目途に改正又は確認を行う。</p> |

| 高圧ガス分野 | | H27FY | H28FY | H29FY | H30FY | H31FY | 法律、省令、告示指定 | 資料No. | 備 考 |
|--------|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------------|-------|--|
| 個別基準 | | | | | | | | | |
| 1 | LPガスバルク供給基準(工業用等)(KHKS 0501) 2014 | | | | | | - | - | <p>【前回見直しの経緯】</p> <p>1. 保安責任者の要件に関して 本基準の『付属書H(規定) LPガス貯蔵施設等管理基準』の『H.1 保安責任者の選任』において規定されていたLPガスの受入者の保安責任者に関して、同じ受入者について解釈を示した、『高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)(平成19・06・18原院第2号)』の『液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について』第9条関係(2)の表内の選任要件よりも限定的な要件となっていたため、同じ選任要件に訂正した。</p> <p>2. 貯蔵施設日常点検記録表に関して 本基準の『付属書L(規定) 貯蔵施設日常点検記録表の様式及び記入要領』の『様式L.1-貯蔵施設日常点検記録表』に関して、液化石油ガス保安規則第五十八条第十号で準用する、同規則第五十三号第二項第二号では、『消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費設備の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の態様に応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。』と定められていたため、技術基準に対応する様に、点検結果記入欄を、『使用開始時』及び『使用終了時』の点検結果が記入出来る様に訂正した。</p> |
| 2 | 高圧ガスの配管に関する基準(KHKS 0801) 2004 | | | | | | - | 資料6 | <p>【前回の見直しの経緯】</p> <p>2004年度版の制定後、ASME B31.3が2006年及び2008年に改正されており、2009年、2014年に定期見直しが行われなければならなかったが、JPI-7S-77の発行が遅れていたことから、JPIの改正動向を待って、本基準の見直し作業をすることとしたため、これまで改正されていない。</p> <p>【今回の見直し経緯】</p> <p>本技術基準の制定、改正にあたっては、実際に本技術基準を運用する大臣認定試験者協議会等の関連団体から委員を選出した、「高圧ガスの配管に関する基準見直し検討専門委員会」において詳細な技術基準の検討を実施してきた経緯がある。</p> <p>今回の改正案については、事務局にてJIS規格、JPI規格等既存の技術基準との整合を図った改正案を作成し、大臣認定試験者協議会に見直しを依頼した結果を反映したものとなっている。</p> <p>改正案については、新たに作成した技術基準はなく、既存の規格との整合を図った修正等が主であるため、本委員会で確認後、改正手続に入り、平成28年3月を目途に改正する。</p> |
| 3 | 可とう管に関する検査基準(KHKS 0803) 2014 | | | | | | 内規 (一般則第15条、第28条関係等) | - | <p>【前回見直しの経緯】</p> <p>誤記訂正等、一般的な見直しのみ実施した。</p> |
| 4 | LPガス自動車用クイックカップリング基準(KHKS 0705) | | | | | | - | 資料7 | <p>【前回の見直し経緯】</p> <p>『KHKS 0705 LPガス自動車用クイックカップリング基準』は昭和43年に制定、『KHKS 0706 LPガス自動車用過充てん防止装置基準』は昭和46年に制定されたが、制定以降の改正なし。</p> |
| 5 | LPガス自動車用過充てん防止装置基準(KHKS 0706) | | | | | | - | | <p>【今回の見直し経緯】</p> <p>1) KHKS 0705 LPガス自動車用クイックカップリング基準 本基準は、自動車業界で運用されてきたが、今般『JASO E 208(2015) LPガス自動車 燃料充てん口』(2015年3月20日制定)が公益社団法人自動車技術会において制定されて以降は、これに適合するように運用されている。『JASO E 208(2015) LPガス自動車 燃料充てん口』は、本基準に基づいて作成されており、業界団体からは、今後の運用の混乱をさける為、本基準については、廃止する事が望まれており、今回廃止することとしたい。</p> <p>2) KHKS 0706 LPガス自動車用過充てん防止装置基準 本基準は、自動車業界で運用されてきたが、『LPガス自動車用過充てん防止装置基準』(平成12年4月13日 自技第70号)が国土交通省から通達されて以降は、これに適合するように運用されている。当該通達は、本基準に基づいて作成され、製造、検査技術等の改善、関連JISの改正等を反映したものである。本基準は、『KHKS 0705 LPガス自動車用クイックカップリング基準』と対になった基準であったため、単独で廃止する事は望ましくないと判断し、『JASO E 208(2015) LPガス自動車 燃料充てん口』が制定されるまで、廃止を保留していた経緯がある。業界団体からは、今後の運用の混乱をさける為、本基準については、廃止する事が望まれており、今回廃止することとしたい。平成27年12月を目途に廃止する。</p> |

| 高圧ガス分野 | | H27FY | H28FY | H29FY | H30FY | H31FY | 法律、省令、告示指定 | 資料No. | 備考 |
|--------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|--|
| その他 | | | | | | | | | |
| 1 | ASME Delegate への参加 | | | | | | - | 資料12 | ASME DelegateとしてKHKが参画しているASME供用中規格委員会 (Post Construction Standards Committee) 及び関連の最近の動向について照会する。 |